定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月五日

大阪市西淀川区千舟一丁目五番四一号

三器工業株式会社

代表取締役　初田　浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月五日

大阪市西淀川区千舟三丁目二番二二号

株式会社姫島エムケー工場

代表取締役　初田　義一

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月五日

岡山市南区浦安南町二一〇番地の一

株式会社中国大洋工芸

代表取締役　初田　浩

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である恵志章夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年一月五日

東京都新宿区揚場町二番二〇号大和ビル二Ｆ

ＡＳＰコンサルティング・コープ

日本における代表者　恵志　章夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である秋吉亮太が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年一月五日

大阪府東大阪市神田町一一番六号

Ｃｒｅｖｅｓ　Ｉｎｃ.

日本における代表者　秋吉　亮太

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるコリンズ裕美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月五日

大阪市北区芝田一丁目一番四号阪急ターミナルビル一六階

Corporate Translations, Inc.

日本における代表者　コリンズ裕美

限定承認公告

本籍静岡県下田市白浜三三五番地、最後の所神奈川県横須賀市久里浜四丁目一八番四号細谷ビル三〇四　被相続人　亡　長谷川雅一

右被相続人は平成二十九年九月二十三日死亡（推定）し、その相続人は平成二十九年十二月二十一日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

神奈川県横須賀市浦賀五丁目五七番一一号

限定承認者　山本　憲子

限定承認公告

本籍岩手県盛岡市向中野四丁目一番地六、最後の住所大阪府富田林市山手町一七番二〇号

被相続人　亡　宮野　佐吉

右被相続人は平成二十九年九月十日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月十九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

大阪府岸和田市野田町一丁目八番二八号伸成ビル三階　弁護士法人英明法律事務所岸和田事務所

限定承認者宮野隆

代理人弁護士　行正　千裕

平成三十年一月五日

大阪府東大阪市神田町一一番六号

Ｃｒｅｖｅｓ　Ｉｎｃ.

日本における代表者　秋吉　亮太

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるコリンズ裕美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月五日

大阪市北区芝田一丁目一番四号阪急ターミナルビル一六階

Corporate Translations, Inc.

日本における代表者　コリンズ裕美

限定承認公告

本籍静岡県下田市白浜三三五番地、最後の住所神奈川県横須賀市久里浜四丁目一八番四号細谷ビル三〇四　被相続人　亡　長谷川雅一

右被相続人は平成二十九年九月二十三日死亡（推定）し、その相続人は平成二十九年十二月二十一日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

神奈川県横須賀市浦賀五丁目五七番一一号

限定承認者　山本　憲子

限定承認公告

本籍岩手県盛岡市向中野四丁目一番地六、最後の住所大阪府富田林市山手町一七番二〇号

被相続人　亡　宮野　佐吉

右被相続人は平成二十九年九月十日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月十九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

大阪府岸和田市野田町一丁目八番二八号伸成ビル三階　弁護士法人英明法律事務所岸和田事務所

限定承認者宮野隆

代理人弁護士　行正　千裕

平成三十年一月五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

OUELH Japan First特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を九億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000574/ca8p/

平成三十年一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　虹インベストメント特定目的会社

取締役　粟国　正樹

平成三十年一月五日

本籍高知県土佐市新居一九〇三番地、最後の住所高知県高知市鴨部二丁目二二番一―八号

被相続人　亡　田村　吉広

右被相続人は平成二十九年七月日時不詳死亡し、その相続人は平成二十九年十二月二十二日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

高知県土佐市新居一八九一番地

限定承認者　田村　定吉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金三十七億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年七月二十七日付官報の号外第一六三号八十六頁に掲載されています。

平成三十年一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

トライアングル特定目的会社

取締役　沼澤　勝義

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を二億四千百十万円減少し五十一億五千六百五十五万円とし、発行済優先出資総口数十万七千九百五十三口のうち四千八百二十二口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を二億四千百十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/ihcjftmk

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四			みこまれない	見込まれない
一七		改正前欄別記様式第6中終りから一四	第八条第二項から第五項まで	第六条第四項並びに第八条第二項及び第三項
〃			別紙様式第四	別記様式第四

同日（同号外）公布内閣官房令第十号（行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令）

（原稿誤り）

平成二十九年十二月二十二日（号外第二百七十八号）公布内閣官房令第九号（職員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二〇		改正前欄別記様式第6中終りから六	第七条第二項から第五項まで	第六条第四項並びに第七条第二項及び第三項
二三			別紙様式第四	別記様式第四
〃			みこまれない	見込まれない
〃			〃	〃

同日（同号外）官庁報告欄官庁事項の部（環境省国民保護計画の変更について）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三二	上	一一	一つの〇	一つ目の〇
三三	〃	〃	地方環境事務所各課は、	地方環境事務所各課は、

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二十九年十二月二十八日付　同日付政府調達第二号一一

特第三二号八ページ●一月五日付第二号六四ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）